

## —地方行政における動物の福祉・愛護対策への取り組み(Ⅳ)— 広島県動物愛護センターの30年

松本 修† (広島県動物愛護センター所長)



### 1 はじめに

広島県動物愛護センター（以下「センター」という。）は、昭和48年「動物の保護及び管理に関する法律」の公布を受け、昭和49年から県庁内14課のプロジェクトチームを編成し検討を重ねられ、昭和55年4月、「動物愛護センター」の名称を全国で初めて用い、動物収容棟のほかに、当時としては珍しい、動物とふれあいのできる愛護広場、講習会等ができる動物愛護館をそなえた施設として開所した（図1、図2）。

それまで県内13カ所の保健所で行っていた「狂犬病予防法」による犬の捕獲・抑留・処分も所管することとなり、センターは、保健所を設置する政令市等を除く県内全域（当時85市町村）を所管し、動物愛護思想の普及啓発の拠点となるとともに、狂犬病予防業務についても、一体的に運用していくこととなった。

その後、30年が経過し、これまでの業務内容を沿革も含め紹介する。

### 2 所管法令

- ・狂犬病予防法（昭和25年8月26日法律第247号）
- ・動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年10月1日法律第105号）
- ・広島県動物愛護管理条例（昭和55年3月28日広島県条例第2号）

### 3 職員構成

平成16年度から、現業業務の見直しにより、センターでも現業職員に代わって動物愛護専門スタッフ（非常勤特別職）の動物愛護専門スタッフ制を導入し、12名の専門スタッフを任命している。任命期間は、1年を超えない範囲で、更新は通算して5年を超えることはできないこととなっている（平成22年4月1日現在の職員構成は表1を参照）。



図1 動物愛護センター本館・動物収容棟



図2 愛護広場と愛護館

表1 職員構成 (単位：人)

職 種	職 員		非常勤職員		計
	事 務	獣医師	動物愛護 相談員 (獣医師)	動物愛護 専門 スタッフ	
組 織					
所 長		1			1
総務課	3				3
指導課		6	3	12	21
合 計	3	7	3	12	25

(22.4.1現在)

† 連絡責任者：松本 修 (広島県動物愛護センター)

〒729-0413 三原市本郷町南方8915-2

☎0848-86-6511 FAX 0848-86-3720

E-mail : dacshidou@pref.hiroshima.lg.jp

## 4 業務概要

### (1) 動物の愛護及び管理に関する法律関係

#### ア 動物愛護業務

- ・動物愛護教室
  - ふれあい動物愛護教室
  - 「命」を考える動物愛護教室
- ・動物愛護週間行事
  - どうぶつ愛護のつどい、動物慰霊祭
- ・愛護館・ふれあい広場活動
  - 第3日曜日（動物愛護の日）開館
- ・飼育講習会
- ・犬・猫の譲渡
- ・犬のしつけ方講習、しつけ相談
- ・負傷犬・猫等の収容措置

#### イ 動物管理業務

- ・特定動物（危険動物）の飼養許可・指導
- ・動物取扱業の登録・指導
- ・適正飼育相談・指導
- ・咬傷事故等の調査・指導
- ・犬・猫の引取り
- ・人と動物の共通感染症等の調査研究

### (2) 狂犬病予防法関係

- ・野犬等の保護

## 5 広島県動物愛護管理推進計画

平成17年「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正されたのを受け、広島県でも平成20年3月、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて、「広島県動物愛護管理推進計画」を策定し、10年後の動物の致死処分数50%減少、犬・猫等の苦情件数25%減少を目指している。

平成22年6月には、犬・猫の適正飼養に関する助言や、動物愛護思想の普及啓発等、地域における動物愛護の中心的な役割を果たしてもらおう動物愛護推進員22名を委嘱した。

今後ともこの計画の諸施策の推進を図ることとしている。

## 6 主要業務とその沿革

### (1) 動物愛護業務

#### ア 動物愛護教室

##### (ア) ふれあい動物愛護教室

全国に先がけて昭和55年から、動物愛護思想の普及啓発事業の一環として、子ども達に「動物とのふれあいの場」を通し、豊かな感受性や慈しみの心を育むことを目的に、県内の保育所、幼稚園、小学校等の幼児、児童を対象に、学校等を訪問し、動物愛護教室を実施してきた。

これまでの参加者は、延べ10万人を超え、当初の幼児も今や30歳代後半となり、参加者の中には、



図3 愛護教室風景

この教室がきっかけで獣医師になった青年もいる。

この教室は、犬等とのふれあいを行うほか、犬との接し方（犬に咬まれないために）、動物映画の上映、動物と人とぬいぐるみの心音聴取、動物と接した後の手洗い指導等を行っており、毎年約70回開催しているが、希望施設が多く毎年抽選となっている状況である（図3）。

教室経験者の22歳女性（当時4歳）からは、「動物がやってきたことを鮮明に覚えています。特に子犬のことが非常に印象に残っています。身近な犬の赤ちゃん、自分より小さな命に対し、とにかく自分が護ってやりたいと強く感じました。」との声をいただいた。

このように、身近な命に素直に目を向ける体験の提供ができたと思っている。これからも、多くの意見を聞き内容を検討しながら継続していく予定である。

##### (イ) 「命」を考える動物愛護教室

この教室は、小学校高学年以上を対象に放棄された犬・猫の収容理由、致死処分の実態、犬のしつけの重要性（モデル犬による実演）、終生飼養及び適正飼養等を啓発するもので、今年度は15回の開催を目指している。

処分される犬・猫、処分ボックスの写真等を示し、弱い立場の犬や猫に対し自分たちに何ができるかを考えてもらいたいとの思いで取り組んでいる。

また、教室実施前にはその学校等を訪問し、受け入れやすい環境作りと、実施後の児童生徒のフォローについて担当教諭等との話し合いの場を設け実施している。

##### イ 動物愛護週間行事

昭和55年から毎年9月、県内各地において、開催地の市町と「どうぶつ愛護のつどい」を共催し、開催地域の動物愛護や適正飼養の普及啓発に努めている。

小学生を対象に、動物をテーマとした絵画「どうぶつとわたし」を募集し、優れた作品を表彰するとともに、各種団体の協力により、「動物ふれあい広場」「警察犬・家庭犬模範演技」「動物なんでも相談」「犬のし





図4 しつけ方講習風景

つけ方教室」「愛犬のためのお手入れ教室」「パネル展」等多彩な行事を行っている。来場者は、延べ12万人を越えている。

また、センターにおいて、動物の慰霊と動物の命の尊さを啓発することを目的に、関係者が集まり、動物慰霊祭を開催している。

#### ウ 犬・猫の譲渡

センターに収容した犬・猫のうち譲渡用に適していると判断した犬・猫を健康や性格をチェックし、必要なワクチンを接種する等の健康管理をしながら譲渡している。

平成6年からは、動物を飼うことの責任を理解してもらうために、犬の譲渡希望者には、飼育講習会の受講を義務付けた。

譲渡後には、犬の登録・狂犬病予防注射の実施状況、不妊手術の実施状況及びその他の飼育管理状況について、自宅訪問等により追跡調査を行っている。

この業務は、致死処分数を単に減らすだけでなく、譲渡した犬・猫の飼育者が、動物とのよりよい関係をその地域に広めてもらいたいとの思いで取り組んでいる。

現在、譲渡先のほとんどが個人であるが、譲渡を推進する団体等にも譲渡を開始し、また、センターホームページに譲渡用の犬・猫の情報を掲載し、譲渡頭数の増加に努めている。

#### エ 犬のしつけ方講習、しつけ相談

平成6年から、犬のしつけの重要性を知ってもらうために基本的な動機付けの講習を職員が行っており、平成21年度には、1,178名が参加している（図4）。

平成7年からは、陽性強化法でトレーニングしたモデル犬を飼育しており、現在、第6、7代のモデル犬が、しつけ方講習会、動物愛護教室及び社会福祉施設訪問等に活躍している（図5、6）。

また、平成22年度からは、センターから譲渡した子犬の飼育者やその他の希望者を対象に、子犬の社会化を目的にしたトレーニング（パピーパーティー）を開始した。

さらに、飼い犬の問題行動等について困っている飼



図5 モデル犬 あんこ&きなこ



図6 社会福祉施設訪問

育者からの電話での問い合わせや来所による相談を受け、しつけの方法について指導を行っている。

#### オ 負傷犬・猫等の収容措置

昭和55年から、道路、公園等公共の場所において所有者が不明の負傷疾病等の犬・猫を発見したとの通報があった場合には、センターが収容するほか、広島県獣医師会に委託し、指定された獣医師が収容するシステムを導入している。平成21年度は、犬24頭、猫60頭を収容し、必要な治療を行った。

### (3) 動物管理業務

#### ア 犬・猫の引取り業務

所有権放棄された犬・猫及び所有者が不明の犬・猫の引取りを行っている（表2）。

引取り場所は、センター及び定時定点引取場所である。

##### (ア) 定時定点引取り

センターは、県内全域（政令市等を除く）を所管していることから、当初から、犬・猫の引取りを引取り日時や場所を指定する定時定点引取り方式を業者委託で導入してきた。

現在の定点数は、98定点と当初に比べ半減しているが、飼い主が安易に犬・猫を手放すことを助長していると考えられることから、更なる規模縮小

(定点数80%削減, 引取り回数半減)に取り組むこととしている。

(イ) 所有権放棄された犬・猫

平成21年度に所有権放棄された犬は、417頭、そのうち約20%は3カ月以下の幼犬で、猫では643頭のうち約50%が3カ月以下の幼猫であった。

猫の所有権放棄について調査したところ、「子を出産したから」「多頭飼育」が理由で所有権放棄された猫が全体の45%を占めていた。

特に生まれて間もない育成困難な幼獣が多いため、譲渡することもできず、致死処分となっている。

幼獣が占める割合は毎年減少はしているが、更なる不妊手術の啓発の必要性がある。

イ 犬・猫の致死処分

昭和55年度の21,306頭(犬15,114頭, 猫6,192頭)に対し, 平成21年度は5,321頭(犬2,110頭, 猫3,211頭)と約25%に減少したとはいえ, 依然5,000頭以上を致死処分している状況である。

致死処分時には, 処分機搬入までの動物の適正な取り扱いの確認及び処分後の死亡確認を獣医師が厳正に行っている。

ウ 咬傷事故等の調査, 指導

「広島県動物愛護管理条例」では, 飼い犬または特定動物が人に害を与えたときには, 動物の所有者はその事実を知った時から24時間以内にその旨を知事に届け出ることを義務付けている。

平成21年度は97件の届出があり, そのうち87件は飼い犬による咬傷事案であった。

届出のあった事案について, 咬傷事故の発生原因の聞き取り, 再発防止及び飼育管理の指導を行っている。

また, 動物愛護教室に「かみつき事故防止」のプログラムを組み込んで予防に努めている。

エ 動物取扱業の監視指導

動物取扱業の登録, 監視指導等を効率的に行うために, 事業者評価を行い, 評価結果の低い事業者に対し重点的な監視を行っている。(平成22年3月末の施設数: 287施設)

オ 特定動物(危険動物)飼養施設の監視指導

特定動物飼養許可施設について, 年1回以上監視を実施し, 動物の適正飼養や危害発生の防止に努めている。(平成22年3月末の許可施設数: 15施設)

カ 人と動物の共通感染症等の調査研究

県市町の施策に反映させるため, 動物の愛護管理と人と動物の共通感染症に関して, 県の研究機関とも連携し幅広く調査研究を行っている。

これまで, 55題を学会で発表している。

(4) 狂犬病予防業務

センターには多くの苦情相談が寄せられるが, 野犬の

表2 犬・猫の収容状況

	年度	11	17	18	19	20	21
犬	保護	466	312	303	157	173	170
	引渡	4,092	2,028	1,801	2,020	1,989	1,693
	所有権放棄	1,572	679	758	465	457	417
	計	6,130	3,019	2,862	2,642	2,619	2,280
猫	引渡	3,998	3,518	3,325	3,130	2,921	2,610
	所有権放棄	1,847	1,148	1,006	792	796	643
	計	5,845	4,666	4,331	3,922	3,717	3,253

保護及び引取りに関するものが全体の約20%を占めている。(開所当初は苦情相談件数の約90%を占めていた。)

住民への危険性がある等, 市町及び住民から寄せられた野犬, 放し飼い犬等の苦情に基づき, 犬の保護業務を行っている。

平成21年度は170頭の野犬等を保護したが, 野犬等は徘徊するのが早朝, 夜間であったり, 田畑, 山間部等で地理的に保護することが困難なケースが多いため, 町内会単位等に保護機(捕獲用檻)の設置を行う等, 地域住民の理解と協力を得ながら対応している(表2)。

また, 狂犬病発生時に備え, 「広島県狂犬病対応マニュアル」(平成18年4月制定), 「広島県動物愛護センター狂犬病対応マニュアル」(平成20年3月制定)に従い, 県民の安全確保に努めている。特に, センターマニュアルには脳出しも規定し, 実地研修も行っている。

7 おわりに

全国の行政機関に収容される, 犬・猫は, 年間約315,000頭(平成20年度)にものほり, 殆どを致死処分しなければならないという現状がある。

当センターにおける致死処分頭数も, 開所当初の20,000頭台から5,000頭台へ減少したとはいえ, まだまだ大きな数である。

このような現状の中で, 動物愛護及び適正飼養の啓発は, センターだけではできないことは皆の一致する意見である。

行政独自の活動には限界があり, 飼い主, 地域住民, 関係団体・ボランティア, 市町, 県等の連携, 協働による取り組みの推進が必要であるため, 「広島県動物愛護管理推進計画」に沿って諸施策に取り組むこととしている。

開所当初は, 野犬等の保護業務に忙殺され, 大変苦勞した中で, 全国に先がけて「動物愛護教室」を開始する等, 動物愛護思想の普及啓発を推進してきた先輩諸氏に敬意を表するとともに, 先輩諸氏がセンターのあるべき姿を模索したように, 私たちもこの30年を振り返り, 文字どおり動物愛護思想の普及啓発の拠点となるよう, 職員一丸となって人と動物のよりよい未来を想像しながら地道に取り組んでいきたい。